

市民みんなで行動する

新型コロナウイルスの感染を広げないための「8つの行動目標」を作成しました。小諸市に住んでいる方、仕事や学業のために小諸市に来られる方、そのすべての皆さまが安心して日々を過ごせるように作った目標です。毎日すべてを完璧に実践するのは大変かもしれませんが、それでも、市民みんなが一緒に取り組むことで、「安心な小諸市」に繋がります。

1

マスク着用率

100%

人と会話・接する時はマスクを着用しましょう

2

体温の確認

37.5度

平熱プラス1度を高熱の目安に

3

手洗い時間

30秒

手洗い・うがいをこまめにしましょう

4

換気の目安

30分毎

こまめに換気を行いましょう

5

人との距離

2m

会話や食事の時は距離を保ちましょう

6

検温の回数

1回

毎朝の検温、健康管理を行いましょう

7

差別・いじめ

0件

感染者、家族、医療従事者等への差別や偏見、いじめはやめよう

8

不要な外出

0回

感染が流行している地域への往来は控えましょう

市民みんなで人権を守る

誰もが感染する可能性があります

市内での感染事例では、感染拡大防止のために、当該事業所が勇気をもって店名公表をしてくださったこと、くわえて、佐久保健所のスムーズな検査実施によって、早期の結果判明に繋がりました。

新型コロナウイルス感染症は、正しい情報を手に入れて感染予防を徹底していても、感染してしまうことがあります。感染した方や治療にあたった医療関係者及びそのご家族、感染の拡大している地域から来られた方、外国の方等に対して、差別や中傷、いじめ等を行なうことは絶対にやめましょう。

差別やいじめが起きてしまったら…

差別やいじめ等を受けたら、一人で悩まず、相談窓口にご相談ください。

そういった事例を見かけた場合も、ご連絡ください。安心して暮らせる小諸市を一緒に作りましょう。

みんなの人権 110 番	0570-003-110	平日 8:30 ～ 17:15
子どもの人権 110 番	0120-007-110	平日 8:30 ～ 17:15
女性の人権ホットライン	0570-070-810	平日 8:30 ～ 17:00
外国語人権相談ダイヤル (Foreign-language Human Rights Hotline)	0570-090911	平日 9:00 ～ 17:00
長野県人権啓発センター 人権相談専用電話	026-274-3232	原則 火～日曜日 8:30 ～ 17:00
小諸市人権政策課	0267-22-1700	平日 8:30 ～ 17:15